

高取町



総合政策課

0744-52-3334

区分	要件	支援内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認(県の承認のみ)を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
過疎法にかかる税制優遇	特別償却設備である家屋及び償却資産の合計取得価格 製造業・旅館業 個人または資本金の額等が5,000万以下の法人…500万円以上 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人…1,000万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人…2,000万円以上 情報サービス業等・農林水産物等販売業…500万円以上 ※土地取得費除く ※その他の要件詳細はお問い合わせください	固定資産税の課税免除 (家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間